兵庫県公報

令和5年10月17日 火曜日 号 外

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

人

告 示

^° --'/'

1

告示

兵庫県告示第1068号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第1項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則を令和5年9月1日次のとおり認可した。

令和5年10月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 漁業権者及び漁業権番号

猪名川水系漁業協同組合連合会 内共第1号 武庫川漁業協同組合 内共第2号 羽東川漁業協同組合 内共第3号 加古川漁業協同組合 内共第4号 市川水系漁業協同組合連合会 内共第5号 夢前川漁業協同組合 内共第6号 揖保川漁業協同組合 内共第7号 千種川漁業協同組合 内共第8号 円山川漁業共同組合 内共第10号 竹野川漁業協同組合 内共第11号 矢田川漁業協同組合 内共第12号 岸田川漁業協同組合 内共第13号

2 認可した遊漁規則の内容

第5種共同漁業権遊漁規則 猪名川水系漁業協同組合連合会 内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、猪名川水系漁業協同組合連合会(以下「組合」という。)の有する内共第1号第5種共同 漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となって いる水産動植物(あゆ、こい、ふな、おいかわ、あまご、にじます、わかさぎ、うなぎ、すっぽん、てなが えび及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事 項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具、漁法の制限)
- 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣、延縄	1本とする。
どう、かご	1個とする。

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法
あゆ	コロガシ釣り、網を用いた漁法
その他	コロガシ釣り、網を用いた漁法

3 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、あゆの友釣りによってする場合 を除き、遊漁をしてはならない。

区 域	期間
一庫大路次川円山大橋から上流府県境界まで	5月26日から10月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる区域、期間内でなければならない。

魚 種	区域	期間
* *	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	5月26日から9月30日までの期間内で組合が定 めて公表する期間内
あゆ	上記及び禁止区域を除く全区域	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定 めて公表する期間内

	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	11月1日から翌年5月25日までの期間内で組合 が定めて公表する期間内
こい、ふな、おいかわ	藻川園田橋から軍港橋まで	1月1日から9月30日までの期間内で組合が欠めて公表する期間内
	上記及び禁止区域を除く全区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定 めて公表する期間内
あまご	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	3月1日から翌年5月25日までの期間内で組合 が定めて公表する期間内
めまこ	上記及び禁止区域を除く全区域	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定 めて公表する期間内
	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	11月1日から翌年5月25日までの期間内で組合 が定めて公表する期間内
にじます	藻川園田橋から軍港橋まで	1月1日から9月30日までの期間内で組合が定 めて公表する期間内
	上記及び禁止区域を除く全区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定 めて公表する期間内
わかさぎ	一庫ダム内網場(ゴミ除けさく) より田尻川縄手橋まで、及び一庫 大路次川円山大橋まで	10月1日から翌年5月31日までの期間内で組合 が定めて公表する期間内
	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	11月1日から翌年5月25日までの期間内で組合 が定めて公表する期間内
うなぎ	薬川園田橋から軍港橋まで	1月1日から9月30日までの期間内で組合が めて公表する期間内
	上記及び禁止区域を除く全区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定 めて公表する期間内
	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	11月1日から翌年5月25日までの期間内で組合 が定めて公表する期間内
すっぽん	藻川園田橋から軍港橋まで	1月1日から9月30日までの期間内で組合が めて公表する期間内
	上記及び禁止区域を除く全区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が めて公表する期間内
	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	11月1日から翌年5月25日までの期間内で組 が定めて公表する期間内
もくずがに	藻川園田橋から軍港橋まで	1月1日から9月30日までの期間内で組合が めて公表する期間内
	上記及び禁止区域を除く全区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が めて公表する期間内
	一庫大路次川円山大橋から上流 府県境界まで	11月1日から翌年5月25日までの期間内で組 が定めて公表する期間内
てながえび	藻川園田橋から軍港橋まで	1月1日から9月30日までの期間内で組合が めて公表する期間内
	上記及び禁止区域を除く全区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が めて公表する期間内

- 2 前項の公表は、組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。 (禁止区域)
- 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間 中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
一庫橋から一庫ダム内網場 (ゴミ除けさく) までの区 域	1月1日から12月31日まで
猪名川本流川西市虫生地先にある標柱からゴルフ橋 上流 30m までの区域	10月1日から5月31日まで
田尻川縄手橋から上流府県境界までの区域	1月1日から19月91日まで
ゴルフ橋から一庫橋までの区間	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな	10㎝以下
にじます	12㎝以下
すっぽん	甲長12cm以下
もくずがに	甲羅横幅 5 cm以下

(尾数制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、1人1日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持して はならない。

魚 種	尾 数
うなぎ	5匹
にじます	5尾
あまご	5尾
すっぽん	5匹
もくずがに	5匹
てながえび	10匹

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児の時は無料、小中学校生徒又は 肢体不自由者の時は次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納 付するときは、1,000円加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣	1日4,000円、1年15,000円
にじます	竿釣	1 日4,000円
あまご	竿釣	1 日4,000円
うなぎ	どう、延縄、かご	1 日4,000円

1	I	l I
すっぽん	竿釣、かご	1 日4,000円
もくずがに	かご	1 日1,000円
こい、ふな、おいかわ	竿釣	1月1,000円
わかさぎ	竿釣	1 日3,000円
てながえび	かご	1 日3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、やむを得ない場合は当該遊 漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地	
猪名川上流漁業協同組合 兵庫県川辺郡猪名川町差組宇フチノ上13 5番地		
猪名川漁業協同組合	兵庫県猪名川町民田地区内「川の案内所」	
多田漁業協同組合	兵庫県川西市新田2丁目2一23	
藻川漁業協同組合	兵庫県尼崎市高田町20—28	

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認書の交付は、前条第2項に規定する場所、又は遊漁監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、遊漁者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をむやみにかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した遊漁監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - ② 有効期限
 - ⑶ 注意事項

- (4) その必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は令和5年9月1日から施行する。

武庫川漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、武庫川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、ふな、うなぎ及びにじますをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又は遊漁対象水産動植物、遊具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した 遊漁申請書の提出にて行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限)
- 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣、竿釣	1本に限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期間		
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内		
ふな			
うなぎ	1月1日から12月31日まで		
にじます			

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するものとする。

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期間
本流甲武橋 (西宮市上大市5丁目) から百間樋 (宝塚 市高松町) までの区域 (2.5km)	10月 1 日から11月末日まで

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	10㎝以下
ふな	6 cm以下
うなぎ	30㎝以下
にじます	15㎝以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日 1,000円
wy wy	十並)、 千並)	1年 5,000円
ふな、うなぎ、にじます	壬 始 <i>然</i> 紛	1 日 500円
かな、ソなさ、にしまり	 	1年 3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地	T E L	備考
林 文人	西宮市生瀬町2丁目15—13	(0797) 86-0095	

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具、漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の発行は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 (遊漁に際し守るべき事項)
- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしては ならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 遊漁監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する 腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

羽東川漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、羽東川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うなぎ、にじます、あまご、いわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(游漁の承認及び游漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければ ならない
- 2 前項の規定による申請は、口頭又は遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した 遊漁申請書の提出にて行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限)
- 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣	一本に限る。

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法		
当該漁業権の対象となっ	すがけ漁法		
ている水産動植物	9 //-v)		

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期間
あゆ	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あまご、いわな、うなぎ	3月1日から9月30日まで
にじます	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合並びに組合のSNSで公表するものとする。 (特定漁場の遊漁期間)

第5条 漁場区域のうち次の表の(ア)欄に掲げる区域は、それぞれ(イ)欄に掲げる期間中は特定漁場(以下特定漁場という)とする。

漁場名	魚 種	(ア) 区 域	(イ) 期 間
	あまご、にじます、	三田市小柿三舟橋より上流天上畑谷	10月1日から
小柿特定漁場区	いわな	川合流点までの2,500mの区域	翌年5月30日まで
後川特定漁場区	あまご、にじます	後川湯舟橋より上流天王ダムまでの	1月1日から
设川村足儒物区	<i>(a) x c x y c c c c c y y c c c c c c c c c c</i>	2,000mの区域	12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のSNSにて公表するものと する。

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
いわな	全長15cm以下
にじます	全長12cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、日券の2分の1の金額を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、あまご、いわな、 にじます、うなぎ	手釣、竿釣	1 日2,000円

- 2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、やむを得ない場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 羽東川漁業協同組合事務所
 - (2) 組合が定め公表する遊漁券販売所
- 3 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

漁場名	魚種	漁具・漁法	遊漁料
小柿特定漁場区	あまご、にじます、	竿釣	1日大人3,800円、女性・小学生3,000円
	いわな		(午後:大人3,000円、女性・小学生2,500円)
後川特定漁場区	あまご、にじます	竿釣	1日大人3,500円、女性・小学生2,000円

4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所に置いて納付しなければならない。

特定漁場名	納付場所	
小柿特定漁場区	三田市小柿867 小柿漁区事務所	
後川特定漁場区	篠山市後川上781 中西秀人	

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をした時は、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付する者とする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項若しくは前条第5項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、遊漁者及び他の遊漁者の迷惑となる行為となる行 為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - ⑤ 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

別記様式第1号

表

No.

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

住所

漁

者 氏名 年齢

承認期間

魚種

漁具·漁法

遊漁区域

遊漁料の額

発行者 羽東川漁業協同組合

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁に際しては、漁場監 視員の指示に従うこと
- 遊漁証は携行しなければ ならない
- 他の釣人の迷惑になって はならない
- 区域内において、川底を かくはんしてはならない

別記様式第2号

No.

遊漁承認証

下記の者は、当組合の漁場監視員であ ることを証明する

住所

氏名

年齢

有効期間

発行者

羽東川漁場協同組合

印

腕 章

印

漁場監視員 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc 羽東川漁業協同組合

加古川漁業協同組合内共第4号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、加古川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、あまご、おいかわ、うぐい、わかさぎ、もろこ及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承諾を受けなければならない。
- 2 前項の規程による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖抑制、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により(第6条に規定する特定漁場の場合は第8条第4項の遊漁料を同条第5項の方法により)組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
網	手網の範囲(直径30cm以内)
手釣、竿釣	3本以内
かに篭	3個以內
うなぎ漬篭	5個以內

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法	
全魚種	ゴロ引き、引掛け、つかみばさみ漁	

- 3 別表に掲げる区域、期間中は手釣、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。 (遊漁期間)
- 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日まで。ただし、闘竜灘においては5月1日から12月31 日まで
あまご	3月1日から9月30日まで
もくずがに	9月20日から翌年2月末日まで
その他の魚類	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公表は、組合掲示板に掲載してするものとする。 (禁止区域)
- 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間 中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
多可郡多可町加美区大袋地内通称大袋橋 (杉原川) より上流 100m 土砂止堰提までの間	1年間
東条湖余水吐口より上流網場までの約100mの間	1年間
加古川市神吉町升田地先西川橋 (通称) 上流及び下流 各150mまでの間	1年間

(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち次の表に掲げる区域、期間中は特定漁場とする。

漁場名	ア区域	イ 期 間
八千代区大屋	野間川と中ノ谷川の合流点から中	
	ノ谷川の二重ヶ滝まで2,000mの区	(ただし「あまご」は3月1日から9月30日まで)
	域	

(全長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
もくずがに	甲ら直径 5 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中学生徒のときは無料、 肢体不自由者又は75才以上の者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規 定する方法により納付するときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
	(A) (A) (A)	姓 保 付
もくずがにを除く免許魚	手釣、竿釣(3本まで)	1 年8, 640円
種	手網(直径30cm以内)	1 中6,040円
あゆ	手釣、竿釣 (3本まで)	1 ПО 160Ш
	手網(直径30cm以内)	1 日2,160円
あまご	手釣、竿釣 (3本まで)	1 □ 9 100□
	手網(直径30cm以内)	1 日2,160円
あゆ、あまご、もくずが	手釣、竿釣(3本まで)	
に、わかさぎを除く免許	手網(直径30cm以内)	1年5,400円、1日860円
魚種		
もくずがに、うなぎ	餌付け篭 (3個まで)	
	うなぎ漬篭(5個まで)	1 年3, 240円
	手網(直径30cm以内)	
わかさぎ	手釣、竿釣 (3本まで)	1 /FC 9COM 1 D1 000M
	手網(直径30cm以内)	1 年6, 260円、1 日1, 000円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし手釣又は竿釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 加古川漁業協同組合事務所
 - (2) 組合が別に定め公表する遊漁券販売所
- 3 前項の公表は、組合掲示板に掲示するものとする。

4 特定漁場における遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児及び小中学生徒のときは無料、肢体不自由者のとき又は75才以上のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

漁場名	漁具・漁法	遊漁料
八千代区大屋	竿釣(1本まで)	1 日3,240円

5 前項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

名称または氏名	住 所	電話番号	
ネイチャーパークかさがた	多可郡多可町八千代区大屋378—1	(0795) 30-5110	
加古川漁業協同組合事務所	西脇市野村町1244—1	(0795) 22-2572	

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁認証を遊漁者に交付する ものとする。
 - (1) 認証を受けた者の氏名、住所
 - (2) 認証期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者氏名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項若しくは第5項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊 漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(別表)

河川名	「禁網区」竿釣(手釣含む。)専用区域	禁網期間
篠山川	篠山市京口橋から下流監物橋まで700mの間	1年間
篠山川	篠山市農林水産省井堰から八幡橋までの500mの 間	1年間
加古川本流 (佐治川)	黒田庄船町井堰から井原橋上流500mまでの間	1年間
加古川本流 (佐治川)	青垣町市原養魚場裏上下流200mまでの間	1年間
杉原川	加美区役場東、大平橋から上流加美区水源地まで の450mの間	1年間
杉原川	加美区多田川棚釜橋から上流全域	1年間
杉原川	中区高岸丘山橋から高田橋までの1,000mの間	1年間
杉原川	中区中村上井堰から中村下井堰までの150mの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
杉原川	西脇市春日大橋上流端から和田井堰提までの 700mの間	1年間
杉原川	杉原川の支流和田谷川合流点より杉原川と本流 との合流点まで 500mの間	1年間
加古川本流	本流重春橋より下流新野村大橋までの900mの間	1年間
野間川	八千代区中央橋から蛍橋までの500mの間	1年間
東条川	加東市吉井井堰から上流400mまでの間	1年間
美嚢川	三木市上津橋から下流末広橋までの1,000mの間	1年間
加古川本流	加東市闘竜灘橋上流300mから西脇市行政境界ま での間	1年間
加古川本流	美嚢川合流点を境とし本流の上流500mから下流 300mまでの間	1年間
加古川本流	加東市福田橋より上流加東市河高水道管橋 (加古 川横断共同橋梁) までの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
加古川本流	加東市闘竜灘から滝見橋まで5500mの間	4月15日午前 0 時から 8月1日午前 5 時まで
加古川本流	氷上町幸料寺橋から京橋まで900mの間	1年間
稲土川	本流と稲土川の合流点から上流の稲土川全域	1年間
佐治川 広柴川 石風呂川	佐治川と広柴川の合流点から上流の佐治川、石風 呂川、広柴川全域	1年間

市川水系漁業協同組合連合会内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、市川水系漁業協同組合連合会(以下「市川水系漁連」という。)の有する内共第5号第5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者が行う当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、いわな及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第5条に規定する遊漁の区域を所管する 組合(以下「関係組合」という。)に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステム(ただしオンラインシステムを導入の組合のみ。以下同じ。)で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。
- 3 関係組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第13条に 規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは 他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認 められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により(第7条に規定する特定漁場の場合は第9条第4項の方法により)組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣	1人1本に限る。
網	網目20mm以上
かご、漬け針	関係組合が定めて公表する統数

- 2 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイト (ただし、ウェブサイトを導入の組合のみ。以下同じ。)にて公表するものとする。
- 3 網による遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域及び右欄に掲げる期間内とする。

区域	期間
黒川 朝来市生野町魚ケ滝、魚ケ滝キャンプ場にある水測場から同市同町黒	
川、梅ケ畑1号橋までの区域。	8月第3日曜日から
栃原川 朝来市生野町・神崎郡神河町の市町堺から朝来市生野町菖蒲沢橋までの区域	9月30日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、 にじます	1月1日から12月31日まで
うなぎ、	1月1日から12月31日までの期間内で関係組合が定めて公表する期間内

いわな、あまご 3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁区域)

第5条 次の表の左欄に掲げる組合の遊漁を行うことのできる区域は、右欄にあげる区域とする。なお、各組合の区域を越えて遊漁行う場合は、それぞれの区域で遊漁料を納付しなければならない。

組 合 名	遊漁の区域
市川生野漁業協同組合	市川 (小野大橋より上流) 栃原川 (朝来市・神河町境より上流) 倉谷川、白口川
長谷漁業協同組合	栃原川(朝来市・神河町境より下流から市川合流部まで) 犬見川(市川合流部から上流)
寺前漁業協同組合	小田原川 (市川合流部より上流)
越知川漁業協同組合	猪篠川(市川合流部より上流) 越知川、追上川
岡部川漁業協同組合	岡部川(市川合流部より上流)
市川本流漁業協同組合	市川(恒屋川・市川合流部より上流から猪篠川合流部まで) 甲良川、尾市川、七種川、西谷川、雲津川、平田川

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲 げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期間
市川の朝来市生野町生野ダムサイドの上流600mの点から同ダムサイドの下流	1月1日から12月31日ま
700mの点に設定した標識までの区域	で

(特定漁場)

第7条 漁場区域のうち次の表のア欄に掲げる区域で、イ欄の期間、ウ欄の魚種を対象とする遊漁を行う漁場を特定漁場(以下「特定漁場」という。)とする。

漁場名	ア区域	イ期間	ウ魚種
越知川特定	神崎郡神河町根宇野、根宇谷川えん堤か	1月1日から12月31日	セナブ けいナナ
漁場	ら上流500m地点までの区域	まで	あまご、にじます

(全長等の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
にじます	全長12cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 関係組合の遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒又は 肢体不自由者等の対象者に対する割引額は、関係組合が定めて公表する額とし、次項ただし書に規定する方

法により納付するときは、1日当たりの2分の1を加算した額とする。

海类协同妇人互称	漁具・漁法	魚種	遊漁料		
漁業協同組合名等	<u> </u>	点	1日	1年	
	TN MAN	あゆ、にじます、あまご	2,000円	8,000円	
市川生野	手釣、竿釣	こい、ふな	500円	2,000円	
	網	あゆ	5,000円		
(市川生野) 銀山湖のみ	手釣、竿釣	にじます、こい、ふな	800円	4,000円	
		あゆ	3,000円	10,000円	
長谷	手釣、竿釣、かご、	あまご	2,000円	5,000円	
	130721	うなぎ	_	5,000円	
	手釣、竿釣	あゆ	3,000円	10,000円	
		あまご、いわな	2,000円	5,000円	
寺前		こい、ふな	500円	2,000円	
	手釣、竿釣、かご、 漬け針	うなぎ	_	5,000円	
		あゆ	3,000円	10,000円	
越知川	手釣、竿釣	あまご	2,000円	5,000円	
		こい、ふな	500円	2,000円	
岡部川	工品 然出	にじます、あまご	3,000円	5,000円	
	手釣、竿釣	こい、ふな	500円	2,000円	
	手釣、竿釣、かご	うなぎ	_	3,000円	

- 2 遊漁料は、関係組合が別に定め公表する遊漁券販売所又は関係組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 前項の公表は、関係組合及び関係組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、関係組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 4 第7条に規定する特定漁場の遊漁料及び納付場所は、次表の通りとする。

性学洛坦	海貝。海洲	遊	漁料	%π/- Ι-1Ε ⊒Γ	
特定漁場 漁具・漁法		大人	小人	納付場所	
越知川	竿釣(1人1本に限 る。)	3,300円	2,300円	神崎郡神河町根宇野越知川特定漁場 管理事務所	

(遊漁承認証に関する事項)

- 第10条 関係組合は、第2条第1項の承認を行った場合は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - ⑶ 魚種

- (4) 漁具·漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- 9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項及び第4項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしては ならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

夢前川漁業協同組合内共第6号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、夢前川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ及びおいかわをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければ ならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又は遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した 遊漁申請書の提出にて行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限)
- 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければなら

ない。

漁具・漁法	規模
手釣、竿釣	1本

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期間
あゆ	5月26日から12月21日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
おいかわ	周年

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表するものとする。 (遊漁料の額及び納付方法)
- 第5条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、70歳以上の者(年齢が確認できる証明書を携帯している者に限る。)及び小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日当たりの金額の半額を加算した額とする。

A. 任	漁具・漁法	遊漁料		
魚種	(県長・原佐	1日	1年	
全魚種	手釣、竿釣	3,000円	11,000円	
あゆ	手釣、竿釣	2,500円	10,000円	
おいかわ	手釣、竿釣	500円	2,000円	

- 2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、やむを得ない場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 夢前川漁業協同組合事務所
 - ② 組合が別に定め公表する遊漁券販売所
- 3 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁販売所及び組合のホームページ等に掲示し公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - 9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視員)

- 第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

揖保川漁業協同組合内共第7号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、揖保川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、あまご、さつきます、いわな、おいかわ、うぐい、わかさぎ、もくずがに、すじえび、ぬまえび、てながえび、よしのぼり及びすっぽんをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 手釣、竿釣、たも網又は餌付かごによる遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出し、組合の承認を受けなければならない。
- 3 組合は、前項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網又は餌付かごによる遊漁の場合には 第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員 若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障が あると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第2項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣	1人1本まで
タモ網漁	1人1本まで
餌付かご	1人5篭まで

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法	
あゆ	コロガシ釣り (すがけ漁)、ルアー釣り	

3 次の表に掲げる区域においては、手釣・竿釣によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。ただし、 もくずがにを対象とする遊漁はこの限りでない。

	区域
1	波賀町安積発電所取水口より上流、上野発電所にある橋まで。
2	波賀町「安賀・かしはら井堰」から下流、約1,000mの「今市井堰」までの区域
3	一宮町杉田にある杉田橋より上流、波賀町日見谷にある火魂神社下の標柱までの区域
4	一宮町百千家満 砂出河原井堰から下流、約450mのホケ淵にある標柱までの区域
5	一宮町福野「福野橋」から上流、同町河原田「カラスヤ井堰」までの区域
6	一宮町下三方吉野関西電力曲里発電所取水口より上流大ボキ井堰までの区域
7	一宮町田ノ尻ローリン井堰より上流新湯井堰までの区域
8	一宮町、パチンコー宮会館裏にある標柱から曲里井堰(三方川)の標柱までの区域
9	一宮町安黒堰堤上流側にある標柱から上流須行名の板橋までの区域
10	一宮町閏賀、やすらぎ小溝の排水口にある標柱から上流一宮町安積パチンコー宮会館上流にあ る標柱までの区域
11	一宮町西安積にある受取谷川口から上流、一宮町杉田にある杉田橋までの区域
12	一宮町染河内川下野田三山淵より下流、橋床淵までの区域
13	山崎町木ノ谷のドライブインナガサワ裏の井堰より下流、山崎町与位の洞門にある標柱までの 区域
14	山崎町川戸と新宮町香山にある盗人岩の上下にある標柱までの区域
15	山崎町さつき大橋上流の標柱から上流西五十波バス停の標柱までの区域
16	山崎町カラト アラ湯井堰から下流、宍粟橋までの区域
17	山崎町中広瀬野井堰から下流、山崎大橋上流端までの区域
18	山崎町川戸井堰の下流にある標柱から下流旧戸原橋の標柱までの区域
19	山崎町下比地の香山井堰にある標柱から下流山崎町川戸の樋門までの区域
20	山崎町生谷の生谷温泉裏の井堰から揖保川本流の合流点までの区域
21	新宮町香山笹野井堰(通称、薮下)から下流下宇原樋門にある標柱までの区域
22	新宮町下野の下野橋 (新香橋) 標柱より下流500mにある標柱までの区域
23	新宮町宮裏の碑にある標柱より下流約300mの点にある標柱までの区域
24	新宮町觜崎の觜崎橋上流にある井堰下流の標柱から下流島田の排水口にある標柱までの区域
25	たつの市の龍野新大橋にある標柱から上流にある標柱までの区域
26	龍野町旭橋の橋桁の上から下流龍野橋の橋桁の上までの区域
27	龍野町龍野橋の橋桁の下にある標柱から下流約350mの龍野観光駐車場の前にある標柱までの区域
28	姫路市安富町安志、中国道上流井堰より下流、安志大橋までの区域

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならな v_0

魚種	期間
あゆ	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定めて 公表する期間内
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、うぐい、わかさぎ、すじえび、ぬまえび、てながえびすっぽん、よしのぼり	1月1日から12月31日まで
渓流魚 あまご、にじます、いわな、さつきます	3月1日から8月31日まで
もくずがに	10月1日から3月31日まで 但し、第3条第3項に定める区域においては、11月1 日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらずあゆを対象とした遊漁を除き、ダム湖(引原ダム・安富ダム・草木ダム)での遊漁期間は1月1日から12月31日とする。
- 3 第1項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を対象とした遊漁をしてはならない。

地域		ア区域	イ期間	ウ魚種
1	新宮	新宮町新宮にある新北村井堰にある標柱か ら上流約500mにある標柱までの区域	8月1日から 8月31日まで	全魚種
2	越部	新宮町井野原にある第排水樋管にある標柱 から下流サッカー競技場南にある標柱まで の区域	同上	II
3	小玉	佐野川出尻から下流祇園橋にある標柱まで の区域	同 上	II
4	正条	揖保川町新在家宮前にある標柱から下流揖 保川大橋の上約200mの点にある標柱までの 区域	同上	II
5	三方	もみの木口標柱から上流の区域	1月1日から 12月31日まで	IJ
6	引原	波賀町引原ダムサイドから上流アバー(ごみ 除け柵)を設置したところまでの区域	同 上	IJ.
7	安富	安富町安富ダムから上流の網場地点(ダム軸より上流約200m) から下流減勢工末端地点(ダム軸より下流約101m) までの区域	同上	II
8	網干	姫路市余部区と網干区との揖保川両岸における境界見通線から国道250線網干大橋上流端までの区域	10月1日から 11月30日まで	あゆ
9	余部	姫路市余部区の幡洞川の揖保川との合流点 より上流フウセンダムまでの区域	同 上	IJ
10	御津	御津町中島の中川にある横堰から下流にあ るゲートまでの区域まで	1月1日から 12月31日まで	あゆ、うなぎ

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下のときは無料、肢体不自由者又は女性のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	備考
あゆ	とも釣り	1日3,500円、1年13,500円	
渓流魚 (あまご、にじます、い わな、さつきます)	手釣、竿釣 (ルアー、フライを含 む。)	1日2,600円、1年7,200円	
あゆ、渓流魚	各漁具、漁法による	1年11,400円	あゆ、渓流魚の両 年券を同年に納付 する場合(割券)
ハエ類 (こい、ふな、うぐい、 おいかわ、よしのぼり、 すっぽん、てながえび)	竿釣	1日700円、1年2,600円	
うなぎ	竿釣、手釣	1年2,000円	
もくずがに	餌付かご	1漁期1篭1,200円	1人5篭まで
すじえび、ぬまえび てながえび	タモ網	1 日3,000円	
全魚種	上記以外の漁具、漁法	1 回18,000円	特別遊漁料

2 ダム湖(引原ダム・安富ダム・草木ダム)における遊漁料は次表のとおりとする。また第3項ただし書に規定する方法により納付する場合は前項と同様とする。

魚 種	区 域	漁具	遊漁料
鮎を除く魚種	引原ダム 安富ダム 草木ダム	竿釣 (ルアー、フライ を含む。)	年券 5,000円 日券 2,000円

- 3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、止むを得ない場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 揖保川漁業協同組合事務所
 - ② 組合が別に定め公表する遊漁券販売所
- 4 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項

- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期限
 - (3) 発行者名
 - ⑷ 注意事項
 - (5) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

千種川漁業協同組合内共第8号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、千種川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、あまご、おいかわ、うぐい、わかさぎ、ぬまえび、すじえび、てながえび及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模	
手釣、竿釣	1本	
すくい網 (えび類)	1本 (網目の大きさ15mm以上)	

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚種	漁具・漁法
あゆ	すがけ漁法(通称、チョンガゲ、ゾロガゲ、コロガシ又は戦車ビキ等をいう。)、 ルア一釣り

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期間	
あゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内	
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内	
うなぎ		
こい		
ふな		
おいかわ		
うぐい	1月1日から12月31日まで	
ぬまえび		
すじえび		
てながえび		
わかさぎ		
もくずがに	9月20日から翌年2月末日まで	

- 2 前項の公表については、組合のウェブサイトにて公表するものとする。 (禁止区域)
- 第5条 前条の規定による期間内であっても、別表漁業区分に掲げる区域及び期間中は遊漁をしてはならない。 (遊漁料の額及び納付方法)
- 第6条 遊漁料の額は次の通りとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒、老人、女子、身障者のときは第2号に掲げる額とし、第2項ただし書きにより納付するときは1,000円を加算した額とする。
 - (1) 手釣、竿釣による遊漁

魚種	種別	別漁具・漁法	活 · 即 · 海目 · 海汁	遊漁料	
点 性 ————————————————————————————————————	(里 万)		年券	日券	
全魚種	1級	手釣、竿釣、すくい網 (えび類)	13, 700円	3,200円	
鮎を除く全魚種	2級	11	6,400円	2,200円	
おいかわ、うぐい、 てながえび	3級	II	2, 200円	500円	

(2) 小中学校生徒、老人、女子、身障者の遊漁の場合(年券に限る。)

	種 別	老人・女子	身障者 (4級以下)・中学生	小学生
遊漁料(管内)	1級	7,400円	7,400円	無料
	2級	3, 200円	無料	無料
	3級	無料	無料	無料
遊漁料(管外)	1級	7,400円	7,400円	7, 400円
	2級	3, 200円	3, 200円	3, 200円
	3級	1,100円	1,100円	無料

※1 管内とは、次の市町をいう。

赤穂市、相生市、上郡町、佐用町、宍粟市千種町、山崎町の一部(葛根、塩山、土万 大沢)

- ※2 老人とは、満70歳以上をいう。
- ※3 身障者1・2・3級は、無料とする。
- ※4 無料欄適用者にあっては、遊漁時に証明書を携帯すること。
- ※5 種別については、前項に準ずる。
- 2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。 ただし、やむを得ない場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 千種川漁業協同組合事務所
 - (2) 組合が別に定め公表する遊漁券販売所
- 3 前項の公表は、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - ③ 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - ⑶ 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。 (付 則)

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別表漁業区分

イ 禁漁区

- (1) 千種町西河内地内大橋(旧)側から下流1,000mの地点にある標識右、左岸を結ぶ線までは年中(1月1日~12月31日)禁漁区とし、すべての魚種の捕獲を禁ず。
- (2) 木津井堰から潮止井堰までの間は、毎年10月1日から同月31日迄は産卵場所とし禁漁区とする。この間すべての魚種の捕獲を禁ずる。
- (3) 安室ダム 安室ダムサイトから上流の網場地点(ダム軸より上流約100m)及び下流の減勢工末端 地点(ダム軸より下流約75m)までの区域。(1月1日~12月31日)
- (4) 長谷ダム 長谷ダムサイトから上流の網場地点 (ダム軸より上流約60m) 及び下流の減勢工末端地 点 (ダム軸より下流約41m) までの区域。(1月1日~12月31日)

口 特別保護区

- (1) 上郡大橋下流約300mにある標識(右、左岸)を結ぶ線から上流隈見橋までは特別保護区とし、年中(1月1日~12月31日)すべての網漁法(含む鮎狩り、つかみ取り)を禁ずる。
- (2) 城戸橋にある標識(右、左岸)を結ぶ線から船越大橋上流の井堰までは特別保護区とし、年中(1月1日~12月31日)すべての網漁法(含む鮎狩り、つかみ取り)を禁ずる。
- ハ 鮎保護区(4月1日~9月30日まではつかみ取り漁を除くすべての網漁を禁ずる。)
 - (1) 中山高圧線の上流の瀬肩の標識より下流の瀬肩の標識まで・・・・・・・・・・約800m (有年)
 - (2) 高田川出合の標識より下流の国道2号線有年橋の標識まで・・・・・・・・・・・・約1,600m(有年・高田)
 - (3) 大持井堰上側から下流隈見橋上側まで・・・・・・・・・・・・約1,600m (上郡)
 - (4) 赤松橋から下流の金華橋まで・・・・・・・・・・・・・・・・約1,500m (赤松)
 - (5) 小赤松橋から下流のヌグイ川出合いまで・・・・・・・・・・・約1,000m (久崎)
 - (6) 志文川出合いから下流の櫛田井堰跡の標識まで・・・・・・・・・・・・・・・・・約1,300m (中安)
 - (7) 光田橋上流の下徳久井堰より下流の太田井橋の標識・・・・・・・・・・・・・・・・・約1,100m(徳久)

(8)	小松原井堰から下流の下三河向橋上流の標識まで・・・・・・・・・・・・・・・・・約1,500m(三河)	
(9)	ポンプ庫から上流の西下野大橋まで・・・・・・・・・・・・約1,700m (三河)	
(10)	杉谷橋から下流の宮本生コン横の井堰まで・・・・・・・・・・・約900m (千種)	
(11)	門田橋から下流の七野大橋まで・・・・・・約500m (千種)	
(12)	水谷橋から上流の金倉井堰の標識まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・約1,300m (佐用)	
(13)	乃坂橋から下流の末谷橋まで・・・・・・・・・・・約500m (三日月)	

円山漁業協同組合内共第10号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、円山川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、ふな、うなぎ、にじます、やまめ、さくらます、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければ ならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または同条第3項の遊漁料を同条第2項または同上第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	2本以下
手釣	II
カニもんどり	3ヶ以下

2 次の表のア欄に掲げる区域において、それぞれイ欄に掲げる期間中は毛鉤釣(ドブ釣)漁法によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

地区	ア区域	イ 期 間
豊岡	豊岡市中ノ郷字石ノ和田地先の標識から下流 350m (標識) までの区域	6月1日より6月30日まで

3 次の表のア欄に掲げる区域において、それぞれイ欄に掲げる期間中は毛鉤釣 (ドブ釣) 及び友がけ漁法によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

		I
地区	ア区域	イ期間
朝来	朝来市立野地先長屋井堰より下流同市石田地先大井井堰まで(2,700mの区間)	6月1日より9月30日まで
関宮	養父市足坂地先足坂橋より下流同市関宮637番地地先相地 橋までの3,600mの区間	6月1日より9月30日まで
養父	養父市十二所地先上野・前田統合井堰より下流同市小城地 先唐木・岩尾統合井堰までの2,000mの区間	6月1日より9月30日正午 まで
日高	豊岡市日高町土居地先土居井堰上流端から下流130mの地点より下流水防倉庫迄約450mの区域及び上郷橋より下流180mの区域	6月1日より6月30日まで
出石	豊岡市出石町百合地先弘原井堰より下流同町小人谷山川トンネル放水路までの1,100mの区間	6月1日より9月30日まで
但東	豊岡市但東町矢根地先矢根大井堰より下流同町野尻橋までの2,100mの区間	6月1日より9月30日まで
和田山	朝来市和田山町寺谷地先寺谷井堰より下流同町高田地先大 塚井堰までの5,000mの区間	6月1日より9月30日まで
大屋	養父市大屋町中間字向井田100番地地先山井田井堰より下 流同町夏梅字田和前361番地地先飛岩井堰までの7,000mの 区間	6月1日より9月30日まで
八鹿	養父市八鹿町国木地先ヤツベ井堰より下流同町八鹿地先JR 山陰線八木川鉄橋までの3,800mの区間	6月1日より9月30日まで
日高	豊岡市赤崎地先多目的グランド場階段上流部から対岸養父市八鹿町宿南地先三谷川合流点上流部を見通した線より下流同町赤崎地先赤崎橋下流300m浅倉カナツルべまでの1,700mの区間	6月1日より9月30日まで

4 次の表のア欄に掲げる区域において、それぞれイ欄に掲げる期間中は竿釣によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

地区	ア区域	イ期間
養父	養父市猿岩地先猿岩井堰から、上流300mの地点に設置した 標識までの区域	1月1日より12月31日まで
円山川下流	朝来市和田山町和田山地先寺谷井堰から、下流の円山川本流の区域 ただし、同表の養父地区を除く。	5月26日より5月31日まで
円山川 上流	朝来市和田山町和田山地先寺谷井堰から、上流の円山川本流の区域	5月26日より7月14日まで
円山川 支流	円山川水系の支流全区域 ただし、特定漁場の区域を除く。	5月26日より7月14日まで
豊岡 城崎	豊岡市塩津地先円山大橋より下流円山川本流の全域張網 (地びき網を含む)のみ禁止	1月1日より12月31日まで

5 第2項並びに第3項及び第4項に規定するものの外緊急に必要あるときは、臨時の期間の変更を組合掲示板に掲示する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間

あゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて 公示する日から12月31日まで
やまめ、さくらます、あまご	3月1日から9月30日まで
ふな、うなぎ、にいます、もくずがに	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するものとする。 (禁止区域)
- 第5条 前条の規定による期間であっても次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

地区	ア区域	イ期間
大屋	養父市大屋町大杉字石地地先加保井堰より下流100mの区域	5月1日より5月31日まで
大屋	養父市大屋町蔵垣字中ナワテ地先蔵垣井堰より下流100mの 区域	同上
八鹿	養父市八鹿町八鹿駅裏地先小田井堰を中心とする上流10m 下流50mまでの区域	5月1日より6月30日まで
日高	豊岡市日高町土居地先土居井堰を中心とする上流10m下流 130mまでの区域	同上
日高	日高町府市場式内伊智神社地先の標識から下流豊岡市佐野	9月22日午後6時より
豊岡	八代川樋門まで約4.1kmの区域(円山川本流)	10月22日午前7時まで
日高豊岡	豊岡市日高町と豊岡市中筋土渕との両岸における境界見通線から下流八代川樋門(豊岡市佐野)中央から正東までの区域	10月1日より11月30日まで
但東	新宮谷川沿岸の新宮神社 (豊岡市但東町中) 鳥居中央から正南の線及び小坂川の草谷橋 (同市同町) 上流端から下流両河川合流点下流の小坂川堰堤 (通称中堰堤) (同市同町下中) 上流端までの区域	1月1日から12月31日まで

2 前項に規定するものの他、組合が水産動植物繁殖保護又は、漁場調整上必要と認めた場合は、臨時禁漁区を設定し組合掲示板に掲示する。

(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場(以下「特定漁場」という。)とする。

漁 場 名	ア区域	イ期間
十戸 (にじます)	豊岡市日高町字石井地先関西電力(株)石井発電所放水口より下流同市同町字荒川地先荒川の滝までの稲葉川本流	1月1日から12月31日
特定漁場	区域	まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 前条の特定漁場以外の区域における遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の児童は無料、中学生及び肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
免許全魚種	手釣、竿釣(カニもんど	1 日3,500円
光 計 土	り3ヶ以内)	1年(3月1日から2月末日まで)16,000円

鮎を除く	手釣、竿釣(カニもんど	1 目3,000円
免許全魚種	り3ヶ以内)	1年(3月1日から2月末日まで)12,000円
> 4> 4>1>4>1	工品加加	1月1,000円
ふな、おいかわ	手釣、竿釣	1年(3月1日から2月末日まで)5,000円

- 2 遊漁料の納付は、別表に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣りによる遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 前条に規定する特定漁場の遊漁料は次のとおりとする。但し、未就学幼児は無料とする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊漁料	
十戸 (にじます) 特定漁場	竿釣 (竿の本数は1人に1本 とし餌釣とする。)	1日 大人 小中学生 半日 (午後のみ) 大人	3,500円 800円 3,000円
		小中学生	500円

4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

特定漁場名		納	付 場 所	
十戸 (にじます) 特定漁場	豊岡市日高町十戸	橋本勝徳宅	円山川漁業協同組合	十戸事業所

5 第2項及び前項の公表は、組合掲示板に掲示する。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項及び前条第4項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 漁業者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採取量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- ② 有効期間
- ③ その他必要な事項
- ⑷ 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

第7条 別表

遊漁料の納付場所

名称	所 在 地
円山川漁業協同組合事務所	豊岡市出石町宮内153-3
越中 己由	朝来市桑市273
小山 道明	朝来市山東町楽音寺155
日下部釣具店	朝来市和田山町寺谷331
朝来市企画部和田山地域振興課	朝来市和田山町東谷213—1
余根田 孝一	養父市大屋町横行374
街みずばしょう	養父市大屋町加保1303—1
大屋振興公社	養父市関宮906
中尾 廣幸	養父市大屋町筏1251—1
岡田 敏一	養父市出合414
太田垣 静子	養父市中瀬1358
川本 一視	養父市上野194—4
奥藤 雅行	養父市畑1310
濱 達人	養父市八鹿町高柳 5 — 2
田結庄釣具店	豊岡市日高町府市場467—1
坂本 美知雄	豊岡市日高町松岡173-1
松岡 博	豊岡市出石鍛冶屋82
樫本 新二	豊岡市但東町佐々木887
山下釣具店	豊岡市千代田町9―7
アングラーズ豊岡店	豊岡市船町333—1
フィッシングパイレーツ	豊岡市昭和町7-48
高井釣具店	宍粟市山崎町山田
小国釣具	宍粟市一宮町安積1333—9
つぼみ	宍粟市山崎町木ノ谷 6

竹野川漁業協同組合内共第11号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

- 第1条 この規則は、竹野川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物植物(あゆ、ふな、うなぎ、にじます、やまめ、あまご、おいかわ、うぐい及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要事項を定めるものとする。(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)
- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければ ならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限)
- 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣	1本に限る。
かにカゴ	5個まで

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法	
全魚種	すかけ漁法(通称チョンゲケ、ゾロガケ又は戦車引きという。)、やす突き、 網漁法、もんどり、火ぶり漁法	
もくずがに	かにサガリ漁	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期間		
あゆ	6月1日から12月31日までの期間で、組合が定めて公表する期間内		
やまめ	3月1日から9月30日まで		
あまご	3月1日から9月30日まで		
ふな、うなぎ、にじます、 おいかわ、うぐい	1月1日から12月31日まで		
もくずがに	7月1日から11月30日まで		

- 2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示してするものとする。 (禁止区域)
- 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の魚種は、イの欄の区域内においては、それぞれ ウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ 区 域	ウ 期 間
落あゆ	竹野川うの松井堰から松本(釜石)の区域	10月1日~11月30日
うぐい	竹野川鬼神谷井堰から上流 100m までの区域	4月1日~4月30日
おいかわ	竹野川林三谷橋から坂の谷橋までの区域	5月1日~7月31日

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄の大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ		
にじます	全長	10㎝以下	
もくずかに	甲幅	5 cm以下	

(遊漁料の額及び納付方法)

- 第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生は無料、中学生又は肢体 不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、かにカゴによる場合においては個数1個までを無料とする。
 - (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ、うなぎ	手釣、竿釣	1日 3,500円
やまめ、あまご	手釣、竿釣	1日 3,000円 1年 10,000円
ふな、にじます、おいかわ、 うぐい、もくずかに	手釣、竿釣	

(2) かにカゴによる場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
もくずかに	かにカゴ	1年	10,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、やむを得ない場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	住 所
元庄屋釣具店	豊岡市竹野町竹野29—1
キグナス石油	豊岡市竹野町轟
山下釣具店	豊岡市千代田町9一7
アングラー豊岡店	豊岡市船町333-1

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提 示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視委員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはな らない。
- 4 遊魚者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊魚者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視委員)

- 第10条 漁場監視委員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視委員は、別記様式第2号による漁場監視委員証を携帯し、かつ、漁場監視委員であることを表示 する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否す ることができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附則

1 この規則は令和5年9月1日から施行する。

別記様式第1号

遊漁承認証

裏 表 年 No. 竹野川入漁証 (住所) 注意事項 (氏名) (年齢) 年月日 魚種 漁法 遊漁料 竹野川漁業協同組合 印

- ①遊漁者は、遊漁をするとき、遊漁承認証をけ いたいしなければならない。
- ②遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- ③遊漁者は、漁場監視員の要求があったとき、 遊漁承認証を提示しなければならない。

別記様式第2号

漁場監視委員証

No. 漁場監視委員証

(氏名) (年齢)

表

当組合の漁場監視委員であることを証明します。

令和 年 月 日 竹野川漁業協同組合 印 裏

矢田川漁業協同組合内共12号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

- 第1条 この規則は、矢田川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物 (あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、やまめ、さくらます、いわな、及びもくずがにをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)
- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、 漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣のよる遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者 (第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により(第6条に規定する特定漁場の場合は第8条第4項の遊漁料を同条第5項の方法により)組合に納付しなければならない。 (漁具、漁法の制限)
- 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊魚は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣、手釣	一本に限る。
カニカゴ	2カゴ以内とする。

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法
全魚種	チョンガケ、ゾロガケ

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、にじます	1月1日から12月31日まで
やまめ、いわな、さくらます	3月1日から9月30日まで
うなぎ	5月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	8月1日から12月31日まで

2 前項の公表は組合の掲示板に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内にあっても次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は、 遊漁をしてはならない。

区域	期間
通称対岩から上流森堰の区間	10月1日から11月30日まで
森堰から上流長瀬更野橋の区間	10月11日から11月30日まで
長瀬更野橋から上流全域 (湯舟川含。)	10月20日から11月30日まで
全区域の井堰魚道	6月1日から7月31日まで

(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場(以下「特定漁場」という。)とする。

漁場名	ア区域	イ期間
昆陽川(やまめ、いわな、	香美町村岡区昆陽川中小屋橋か	1月1日から12月31日まで
にじます)特定漁場	ら上流かしのき渕までの区域	1/1 1 5 0 210/101 5 0

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うなぎ	全長25cm
にじます	全長12cm
もくずがに	甲羅横幅 5 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とし、次項ただし書きにより納付するときは、同表に掲載する額に1,000円を加算した額とする。

魚種漁具・	海目 . 海汁	遊漁料		
	你共 " 你 你	漁具・漁法		1年
			3,500円	15,000円
全魚種	手釣、竿釣	女性・身体障害者	上記の半額	上記の半額
		高校生	1,000円	1,000円
渓流魚(やまめ、いわな、	魚(やまめ、いわな、 手釣、竿釣		3,000円	10,000円
さくらます)	身体障害者	上記の半額	上記の半額	
もくずがに	カニカゴ漁	(香美町民に限る。)		1 カゴ3, 000円

- 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただしやむを得ない場合は当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。
 - (1) 矢田川漁業協同組合事務所
 - (2) 組合が別に定め公表する遊漁券販売所
- 3 前項の公表は、組合又は組合が委託する遊漁券販売所掲示する。 第6条に規定する特定漁場の遊漁料は、次のとおりとする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊漁	料
昆陽川 (やまめ、いわな、にじます) 特定漁場	竿釣(竿1本に限る。)	一日 一般 女性 小学生以下	3, 500円 2, 000円 1, 500円

4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

特定漁場名	納付場所
昆陽川(やまめ、いわな、にじます) 特定漁場	香美町村岡区中小屋1654番地

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - ③ 魚種
 - (4) 漁具·魚種
 - ⑸ 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - 9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定する場所または漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 (遊漁に際し守るべき事項)
- 第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示 しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - ③ その他必要事項
 - ⑷ 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 目

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

組合が別に定め公表する遊漁券販売所

氏名又は名称	所在地	電話番号
矢田川漁業協同組合事務所	美方郡香美町村岡区入江	(0796) 80-1146
岡本釣具店	美方郡香美町香住区七日市	(0796) 36-0368
香美町村岡観光協会	美方郡香美町村岡区大糠	(0796) 94-0123
あゆの里矢田川	美方郡香美町村岡区長瀬	(0796) 95-1369
鮎小僧	美方郡香美町村岡区味取	(0796) 99-5200
山下釣具店	豊岡市	
日下部釣具店	朝来市	

岸田川漁業協同組合内共第13号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

- 第1条 この規則は、岸田川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、いわな、うぐい、うなぎ、やまめ、おいかわ、さくらます及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)
- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければ ならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により(第7条第1項に規定する特定漁場の場合は同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により)組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣	1人1本とする。 (うなぎ漁業については1人2本)

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法
全魚種	ころがし漁法

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期間
あゆ	6月1日から10月10日まで
いわな、やまめ、さくら ます	3月1日から9月30日まで
こい、ふな、うぐい、お いかわ	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

2 前項の遊漁期間は、組合及び神戸新聞に掲載し、公表する。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
本流戸田橋上流端から下流清富汽水域堰堤まで	10月1日から12月31日まで
支流久斗川岡住橋上流端から、下流の岸田川本流との合流点まで	10万 1 日かり12万 31日よく

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
もくずがに	甲羅の横幅 5 cm以下

(特定漁場)

第7条 漁場区域のうち、次の表に掲げる区域、期間中は特定漁場とする。

特定漁場名	ア区域	イ期間	
岸田特定漁場	美方郡新温泉町岸田の関西電力株式会社の取水	13月1日から9月30日まで	
	口より上流1km、管原堰堤までの区域		

2 特定漁場の遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児・小学校生徒のときは無料とする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊漁料
岸田特定漁場	竿釣(1人につき1本に限る。)	大人 1目 3,000円
		中高生 1日 1,500円

3 前項の遊漁料の納付は、それぞれ次に掲げる場所においてしなければならない。

特定漁場名	納付場所	
岸田特定漁場	美方郡新温泉町岸田3645 霧滝養魚場	

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次表の通りとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児・小中学校 生徒の時は無料、肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きによ り納付するときは、2,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	라
全魚種	手釣・竿釣	1日 3,000円	1年 15,000円
あゆを除く魚種	手釣・竿釣	1日 3,000円	1年 10,000円
うなぎ	手釣・竿釣	1日 3,000円	1年 8,000円
こい、ふな、うぐい、おいかわ	手釣・竿釣	1日 3,000円	1年 3,000円
もくずがに	手釣・竿釣	1日 3,000円	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地
岸田川漁業協同組合事務所	美方郡新温泉町古市201
川夏釣具店	〃 浜坂525
高山カメラ店	〃 浜坂2337
海鮮魚市場(有)山米	〃 三谷224
山川商店	" 二日市751—1
ローソン新温泉七釜店	ル 七釜48
(有) 七釜荘	ル 七釜337
井上幸子	〃 戸田250
ファミリーマートマツモト湯村店	〃 井土840
福島理髪店	』 湯99
湯の町石油(有)	〃 細田10─1
八田コミュニティセンター	ッ 千谷243-1
上山高原ふるさと館	〃 石橋757―1

フィッシュオン豊岡店	豊岡市船町333—1
山下釣具店	』 千代田町9―7
日下部釣具店	朝来市和田山町東谷331
高井釣具店	宍粟市山崎町山田179—2
小国釣具	" 一宮町安積1333-9
茶谷釣具店	鳥取市川端 2 — 225
ポイント鳥取店	″ 千代水 1 −142
かめや釣り具鳥取店	″ 千代水 3 — 119

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - ⑶ 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示 しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力する ものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - ⑤ 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。